

## バックアップサーバ等調達仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「県」という。）が調達するバックアップサーバ等の賃貸借契約について必要な事項を定めるものとする。

### 1 借入物件

バックアップサーバ等 一式

### 2 借入物件の概要

栃木県財務会計システム及び総合庶務事務システムで使用するバックアップサーバ、LT0 ライブラリ装置及び無停電電源装置を調達する（機器仕様は、別紙1「バックアップサーバ仕様書」、別紙2「LT0 ライブラリ装置仕様書」、別紙3「無停電電源装置仕様書」参照）。

### 3 契約期間

#### (1) 借入期間

令和6（2024）年2月1日から令和11（2029）年1月31日まで（借入期間60か月）

ただし、長期継続契約であることから、契約締結にあたっては、翌年度以降の県の歳入歳出予算において、賃貸人に支払うべき賃借料について、予算の減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する旨の解除特約を付す。

なお、契約期間満了の3ヶ月前までに、県から申し入れがあった場合には、県が希望する最長1年間までの契約期間の延長又は契約の一部の契約期間の延長を可能とすること。延長後の再延長については、県と協議の上、決定すること。

#### (2) 納入期日

令和6（2024）年1月31日（火）までとする。

### 4 設置場所

県が指定する場所

### 5 業務

#### (1) 機器搬入及び設置業務

機器は、県が指定する場所に搬入し、県で調達済みのラックを組み立て、そこに機器を搭載すること。搬入及び設置の条件は以下のとおりとする。

- ① 借入物件の搬入及び設置作業は、県の指示に従い、賃貸人が責任をもって実施すること。
- ② 機器単体のテストを実施し、正常性を確認すること。また、テスト報告書を作成し、県の承認を受けた上で提出すること。
- ③ 機器の業務確認は、別途、県が実施するが、異常が発生した場合には速やかに対応を行うこと。
- ④ 機器の搬入等は、養生等を行い、他の装置や県の設備等の保護を行うこと。
- ⑤ ダンボール等の梱包材は、持ち帰ること。
- ⑥ 借入物件のマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。
- ⑦ 機器の搬入及び設置に要する費用も含めること。また、契約が完了し、当該機器を回収する場合に要する費用も含めること。
- ⑧ 当該機器を撤去する際はデータ消去することとし、データ消去に要する費用及びデータ消去証明書の発行費用も含めること。
- ⑨ 組み立てるラック及び機器を搭載するラックは、県が指定するものとする。（日東工業、FS100-720E/H）
- ⑩ 機器に接続する電源コードの敷設をすること。（分電盤は機器設置場所と同一室内に有り）

#### (2) 保守業務

常に借入物件が正常に作動するよう機器の保守を行うこととし、保守作業にあたっては、県と円滑な

協力体制を整えること。保守条件は以下のとおりとする。

- ① 保守対応時間は平日 9 時から 17 時とし、当日訪問修理保守（オンラインサイト保守）とする。
- ② 保守窓口を一本化すること。保守要員は借入物件に精通した者とし、迅速かつ適切に作業を実施すること。
- ③ 借入物件に障害が発生した場合は、速やかに保守要員を派遣して必要な措置を講ずること。
- ④ 保守要員を機器設置場所に立ち入らせる場合は、県の指示に従うこと。
- ⑤ 借入物件に関しては常時情報収集を行うこと。また、機器の使用に影響を及ぼすような不具合（納入機器メーカーからの修正等を含む）等を発見した場合は、速やかに県に情報提供を行い、協議の上、保守対応すること。
- ⑥ 無停電電源装置について、定期的に点検調整を行うこと。
- ⑦ 保守管理に関する報告を適宜行うこと。
- ⑧ 保守期間は、借入期間と同じとするが、再リースを行った場合においても 1 年程度の保守（契約）延長に対応できること。
- ⑨ 借入物件の保守に要する全ての費用は、賃貸人の負担とするが、県の故意又は過失による障害の場合は、この限りではない。

## 6 信頼性

- (1) 借入物件については、新品であること。
- (2) 取扱実績のあるメーカーのものであること。
- (3) 契約期間内での借入物件にかかる部品等の供給が確実にできること。
- (4) 借入物件にかかる品質管理体制及びサポート体制を有すること。
- (5) 借入物件に欠陥が発見されたときは、速やかに県に報告し、協議の上迅速かつ的確に対応できること。

## 7 秘密の保持

- (1) いかなる場合も、賃貸人は、本納入作業及び契約期間中に知り得た県の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (2) 県が所有するデータ等を県の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- (3) 賃貸人は、県が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 8 借入物件の移設

県の都合により、借入物件を項目 4 に規定する設置場所から他の場所へ移設する必要が生じたときは、あらかじめ賃貸人に通知するものとし、移設費用については県の負担とする。

## 9 事故の通知

県は、借入物件に事故が発生したときは、賃貸人に通知するものとする。

## 10 借入物件の返還

県は借入物件を返還するときは、現状のままで返還できるものとする。

## 11 瑕疵担保責任

借入物件に隠れた瑕疵があった場合には、速やかに良品と交換又は修理すること。

## 12 その他

契約締結後、本仕様書に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは、賃貸人と県が協議して定めるものとする。